

議案第 24 号

職員等の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費支給に関する条例（昭和 26 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、教育委員会委員長」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の職員等の旅費支給に関する条例第 2 条第 1 号の規定は、この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長が在職する間については、なおその効力を有する。

職員等の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(用語の意義) 第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 各機関の長 町長、議会議長、選挙管理委員会委員長、監査委員、農業委員会会長、<u>教育委員会委員長</u>、公平委員会委員長 (2) ～ (8) 略	(用語の意義) 第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 各機関の長 町長、議会議長、選挙管理委員会委員長、監査委員、農業委員会会長 _____、公平委員会委員長 (2) ～ (8) 略